

新型コロナウイルス関連情報：  
ザンビア入国制限の解除

令和 5 年 3 月 22 日  
在ザンビア日本国大使館

3月22日、国立公衆衛生研究所（ZNPHI）は新型コロナウイルスに係るザンビアへの入国制限の解除を公表したところ、概要は以下のとおりです。なお、本改正は同日22日より有効となります。

【ガイドライン本文】

2023年3月22日（水）より、ザンビアに入国するすべての旅行者は、

- 1 ワクチン接種証明書
- 2 新型コロナウイルス感染症のPCR陰性証明書

の提示は不要です。

ただし、すべての人が新型コロナウイルスに対するワクチン接種を受けることを推奨するとともに、既に接種を受けている場合は新型コロナウイルスワクチンの追加接種を受けてください。ワクチンは全国で入手可能です。12歳以上のすべての人が接種対象者です。

上記のガイドラインはザンビアへの入国に関するものであり、他の渡航先がある場合は、渡航前に必ず各渡航先での必要条件を確認してください。

衛生管理は、多くの病気の予防に依然として重要です。常に高いレベルで個人と環境の衛生を維持してください。

体調が悪いときは医療機関を受診し、正しい診断と治療を受けてください。自己判断で処方しないでください。

詳細は、ZNPHIのHPの該当ページ（<http://znphi.co.zm/updated-covid-19-point-of-entry-guidelines-zambia-2023/>）をご確認ください

【参考】

■ザンビア保健省コールセンター

○連絡先：909（無料）、+260-974-493553、+260-953-898941、+260-964-638726

(有料)

○Eメール：[ps@moh.gov.zm](mailto:ps@moh.gov.zm)

■ザンビア保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.zm/>

■ザンビア保健省Facebook

<https://www.facebook.com/mohzambia>

■ザンビア国立公衆衛生研究所

<https://znphi.co.zm/>

[Zambia National Public Health Institute / Twitter](#)

■国際航空運送協会（IATA）

<https://www.iatatravelcentre.com/world.php>

■外務省安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

#### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No. 5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>